

第572回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年11月21日（金）

午前10時から

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) いさざ・ごろひき網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】

(2) うなぎ筒漁業について【委員会指示】

(3) 第16期海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について【報告】

(4) 全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について【報告】

(5) その他

7 閉 会

霞水諮問第 2 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 11 月 14 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

令和8年2月28日をもって有効期間が満了する小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の許可を更新するため、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第11条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

許可の更新に伴う小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

4月1日から翌年1月20日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
霞ヶ浦	44隻
北浦及び外浪逆浦	9隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月4日から令和8年1月9日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）

- 1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）許可の更新について

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）操業期間の見直しについて

- ・現在の霞ヶ浦の漁業・水産業はシラウオが支えており、更なる資源保護のため、産卵期（禁漁期）の3月における採捕禁止の徹底が必須。
- ・3月の横ひき操業についてはシラウオの混獲等が避けがたく、シラウオ資源への悪影響がある。
- ・その年の夏以降のトロール漁業等を支えているシラウオ資源の保護徹底は、横ひき漁業者を含む霞ヶ浦北浦の漁業者全体の利益となる。

次回一斉更新（R8.2）において、制限措置で定める操業期間から3月を除外する方向で検討を進める。

（本委員会後、随時各漁協等に個別説明を実施）

（R7.9.19漁業調整委員会資料）

1

いさざ・ごろひき網漁業（横ひき）許可の更新について

○今回の許可更新における制限措置の変更点

（1）漁業時期（R7.9.19の漁業調整委員会で説明済）

- ・シラウオ産卵親魚の保護及び採捕禁止を徹底するため、3月を除外する。

現行：3/1～翌年1/20 → 見直し後：4/1～翌年1/20

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現行	←→		←									→
見直し後	←→		(除外)	←								→

- ・前回の委員会終了後、各漁協等へ個別説明を実施済。

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

区域	現在の許可数 (R7.10.31)	廃業 予定者数	新規 希望者数	船舶等の数
霞ヶ浦	50	6	0	44
北浦及び 外浪逆浦	11	2	0	9
計	61	8	0	53

2

小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業) の許可等に関する取扱方針(改正案)

(趣旨)

第 1 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 70 条第 2 号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第 2 規則第 10 条第 1 項第 1 号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 12 条第 1 項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第 3 規則第 11 条第 1 項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数
2.5 トン以下とする。
- (4) 推進機関の馬力数
80 キロワット以下とする。
- (5) 操業区域
次のうちのいずれかとする。
ア 霞ヶ浦
イ 北浦及び外浪逆浦
- (6) 漁業時期
4 月 1 日から翌年 1 月 20 日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 綱巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。

(2) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。

ただし、4月1日が日曜日又は水曜日の場合は、4月1日についてのみこの限りではない。

(3) 操業時間は日の出から日没までとする。

(4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和7年 月 日から施行する。

指 示 (案)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号

霞ヶ浦北浦海区におけるうなぎの採捕を目的とするうなぎ筒漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

(定義)

- 1 この指示において、うなぎ筒漁業とは、うなぎ筒（縄を結着させた筒状の物全般）を用いて、うなぎ等を採捕する漁業をいう。

(操業の承認)

- 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業(以下「本漁業」という。)を操業しようとする者は、令和 8 年 2 月末日までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であつて、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

(承認対象者)

- 3 承認の対象となる者は、委員会が特に認めた者とする。

(承認数)

- 4 承認数は次の各号を上限とする。

(1) 霞ヶ浦で操業する者	1 4 9 人
(2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者	7 5 人

(操業区域)

- 5 霞ヶ浦又は北浦及び外浪逆浦

(操業期間)

- 6 本漁業の操業期間は、4 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(制限又は条件)

- 7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。
 - (1) 操業禁止区域

操業禁止区域については、次のとおりとする。

ア. 霞ヶ浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場。ただし、第2種共同漁業権を有する漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。

イ. 北浦及び外浪逆浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第2種共同漁業権漁場

(2) うなぎ筒の設置上限数

使用するうなぎ筒の数量については、次のとおりとする。

ア. 霞ヶ浦 1,300 束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）

イ. 北浦及び外浪逆浦 500 束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）

(3) うなぎ筒の設置の禁止

うなぎ筒の設置については、次のとおりとする。

ア. 霞ヶ浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設の周囲 50メートル以内又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

イ. 北浦及び外浪逆浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

(4) 承認番号の表示

本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に承認番号を表示しなければならない。

(5) 承認証の携帯

本漁業の操業に際しては、当該承認証を携帯しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

8 本漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績を委員会に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

9 この指示に違反したと認められる場合又は実績報告がない場合若しくは実績報告に虚偽の記載が認められた場合には、承認の取り消し又は次回以降の承認をしない措置をとることがある。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から12月31日までとする。

(取扱の細目)

11 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、別に定める取扱要領による。

うなぎ筒漁業委員会指示取扱要領(案)

令和7年 月 日付け霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号によるうなぎ筒漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の優先順位)

第1 承認の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請日時時点で霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ筒漁業(自由漁業)の承認を受けている者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者で、申請日前3年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ筒漁業(自由漁業)の承認を受けていた者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、承認をする者を定める。

(申請書の提出)

第2 うなぎ筒漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ筒漁業操業承認申請書(別記様式第1号)と適格性等に関する誓約書(別記様式第2号)を委員会に提出しなければならない。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ筒漁業操業承認申請書を一括取りまとめのうえ、うなぎ筒漁業操業承認申請総括表(別記様式第3号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。

うなぎ筒漁業操業承認申請書の受理期間は、令和8年1月31日までとする。

(承認証の交付)

第3 委員会が承認したときは、うなぎ筒漁業操業承認証(別記様式第4号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

第4 うなぎ筒漁業操業承認証の記載事項(氏名を除く)に変更を生じたときは、遅滞なくうなぎ筒漁業操業承認証書換交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第5 うなぎ筒漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくうなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書(別記様式第6号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(操業区域における霞ヶ浦と北浦及び外浪逆浦の境界)

第6 霞ヶ浦は潮来市上戸地先以西、北浦及び外浪逆浦は潮来市潮来地先以東とする。

(帰属する地先漁場)

第7 委員会指示第7の(1)の別に定める区域(承認を受けた者が帰属する地先漁場)は、別表で定め

る区域のいずれかとする。

(承認番号の表示)

第8 委員会指示第7の(4)に規定する承認番号の様式は、別記様式第7号とする。

(漁獲実績報告書)

第9 委員会指示第8に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第8号とする。なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめのうえ委員会へ翌年の3月31日までに提出しなければならない。

様式第1号

うなぎ筒漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

委員会指示に基づきうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 操業区域

ア. 水域（いずれかに○をつけること。）

霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦

イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第2種共同漁業権漁場の番号を記載すること。）

霞北共第（ ）号

2 うなぎ筒漁業（自由漁業）承認の有無（いずれかに○をつけること。）

有（現在承認を受けている） / 無（申請日前過去3年間に承認を受けていた） / 無

様式第2号

適 格 性 等 に 関 す る 誓 約 書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

私は、うなぎ筒漁業の操業承認申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 私は、暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 3 私は、制限又は条件を遵守し、操業終了後は、遅滞なく漁獲実績報告書を委員会に報告します。
- 4 私は、廃業に際しては、自身の漁具を水域に放置せず、責任をもって回収します。

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		うなぎ筒漁業（自由漁業）承認の有無 （○印をつけること）	
	住所	氏名	現在の承認	申請日前過去3年間の承認

様式第4号

霞北調第〇〇〇号

うなぎ筒漁業操業承認証

住 所

氏 名

操 業 区 域

霞ヶ浦／北浦及び外浪逆浦

承認有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

制限又は条件

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長

様式4号裏面

操業区域（地先漁場）



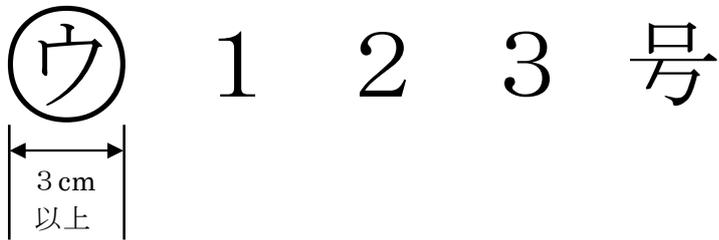
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失（き損）の理由

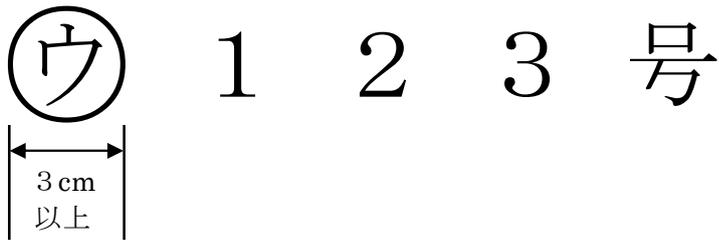
様式第7号
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



別表

区域（地先漁場）
霞北共第1号及び第2号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第3号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第4号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第5号及び第6号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第7号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第8号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第9号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第10号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第11号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第12号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第13号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第14号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第15号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第16号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第17号 第2種共同漁業権漁場
霞北共第18号 第2種共同漁業権漁場

(参考1)

霞北調第123号

うなぎ筒漁業操業承認証

住 所 ○○市○○ ○○-○○-○○

氏 名 ○○ ○○

操 業 区 域 霞ヶ浦

承認有効期間 令和8年4月1日 から 令和8年12月31日まで

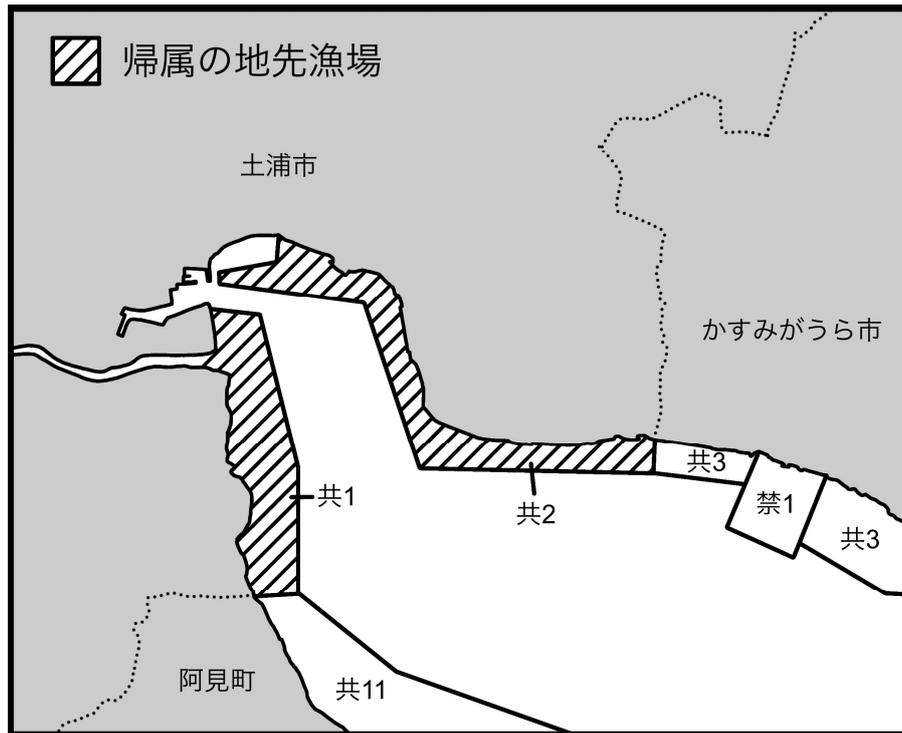
- 制限又は条件
- (1) 霞北共第1号及び第2号を除く第2種共同漁業権漁場で操業してはならない。ただし、第2種共同漁業権を有する漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。
 - (2) 使用するうなぎ筒の数量については、1,300束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）とする。
 - (3) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。
 - (4) 養殖施設の周囲50メートル以内又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。
 - (5) 本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に裏面のとおりの承認番号を表示しなければならない。
 - (6) 本漁業の操業に際しては、本承認証を携帯しなければならない。

令和8年○月○日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴 木 幸 雄

操業区域（地先漁場）



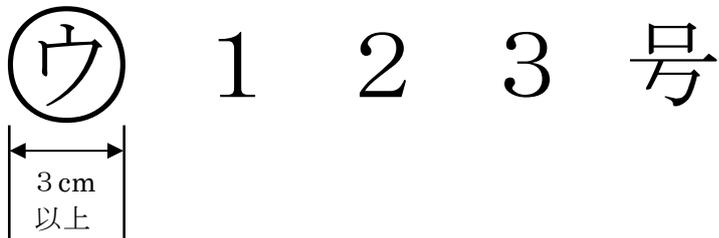
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



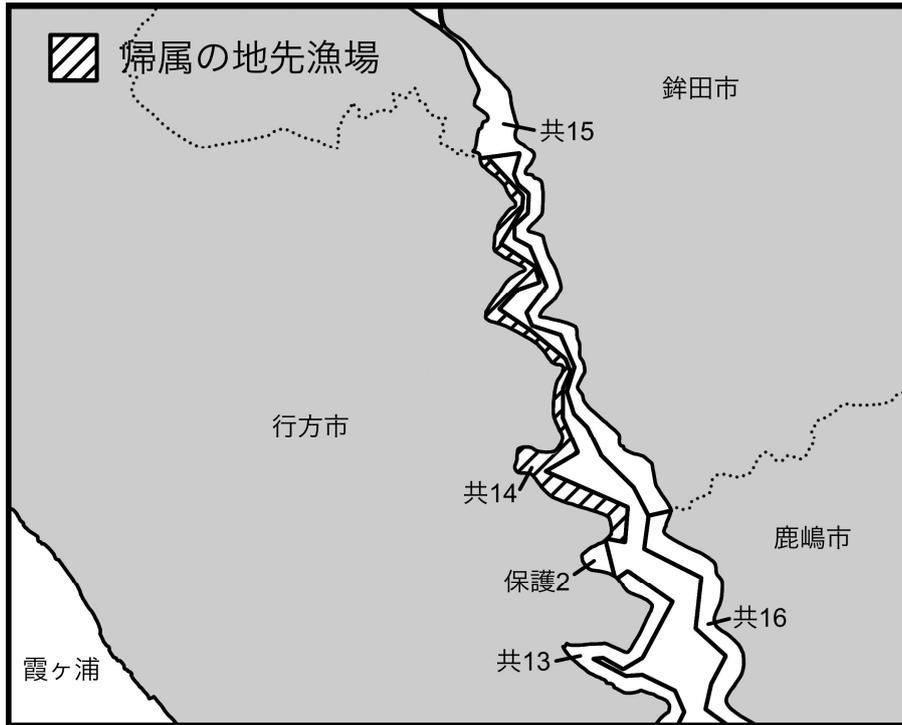
(参考2)

霞北調第123号

うなぎ筒漁業操業承認証

住 所	〇〇市〇〇 〇〇-〇〇-〇〇
氏 名	〇〇 〇〇
操 業 区 域	北浦及び外浪逆浦
承認有効期間	令和8年4月1日 から 令和8年12月31日まで
制限又は条件	(1) 霞北共第14号を除く第2種共同漁業権漁場で操業してはならない。 (2) 使用するうなぎ筒の数量については、500束以内(1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内)とする。 (3) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。 (4) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。 (5) 本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に裏面のとおりの承認番号を表示しなければならない。 (6) 本漁業の操業に際しては、本承認証を携帯しなければならない。
令和8年〇月〇日	
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	
会 長 鈴 木 幸 雄	

作業区域（地先漁場）



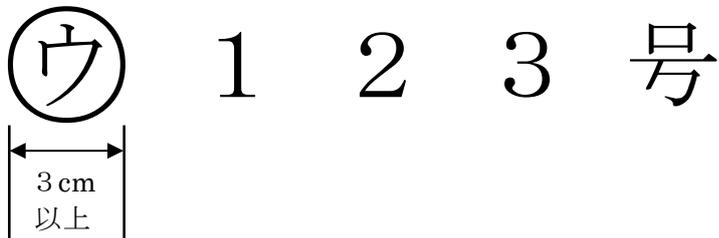
承認番号の表示

ウ〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは3センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



第 16 期茨城県海面利用協議会初会議及び 霞ヶ浦北浦海区部会の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

海面利用協議会は、平成 6 年度より海面における漁業と遊漁等の海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため設置された。現在、第 16 期にあたり、これまで計 45 回開催された。

第 16 期茨城県海面利用協議会初会議

1. 開催日時及び開催場所

令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 3 時から 茨城県三の丸庁舎 共用会議室 A

2. 出席者

28 名（茨城海区部会委員 7 名、霞ヶ浦北浦海区部会委員 7 名、他 14 名）

3. 結果

（1）委嘱状の交付

（2）会長・副会長の選出

- ・委員の互選により会長には大森委員（茨城海区部会）が選出された。
- ・副会長には中村委員（霞ヶ浦北浦海区部会）が会長から指名された。

（3）議題

- ・部会の議決事項の取扱いについて
- ・その他

第 16 期茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会

1. 開催日時及び開催場所

令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 3 時 45 分から 茨城県三の丸庁舎 共用会議室 B

2. 出席者

13 名（委員 7 名、水産事務所 3 名、水産試験場内水面支場 1 名、霞北海区委員会事務局 2 名）

3. 結果

（1）部会長及び部会長代理の選出

- ・委員の互選により部会長には中村委員が選出された。
- ・部会長代理には清水委員が部会長から指名された。

（2）議題

次の事項について協議等を行った。その結果、委員からはバスボート等による漁具被害への対応等について意見があり、今後、今回の協議内容を踏まえて、釣りルール講習会を開催することとなった。

- ・霞ヶ浦北浦の湖面利用における課題と取組状況について
- ・霞ヶ浦北浦の漁具被害の状況と今後の対応について
- ・霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査結果について
- ・霞ヶ浦北浦における資源動向について
- ・その他（茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正についての報告）

霞ヶ浦北浦における 遊漁実態調査結果について (R7年)

令和7年11月14日（金）

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
漁業調整課

調査目的と方法

1. 目的

霞ヶ浦北浦で行われている遊漁及び湖上レジャーの現地調査を実施し、湖面の利用実態を把握する。併せて、釣りマナーの周知を行う。

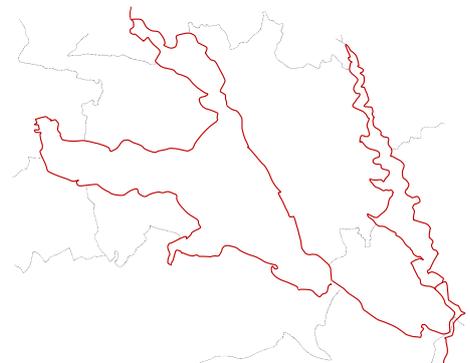
2. 調査日

日時: 令和7年7月13日(日)、7時～

天候: 曇り 22.6℃ 風速0.9m/s (7時、土浦)

3. 調査区域

・霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦一円



4. 調査方法

- ・湖岸堤防上を車で移動しながら、次の各項目について調査するとともに、必要に応じて釣りルールのパフレットを配付し、ルール周知を行った。

5. 調査項目

(1) 釣り人数調査

- ・場所、種類、人数、来訪車両(ナンバープレートの地域名)

(2) 湖上レジャー隻数(バスボート、水上バイク等)調査

- ・場所、種類、隻数

6. 結果

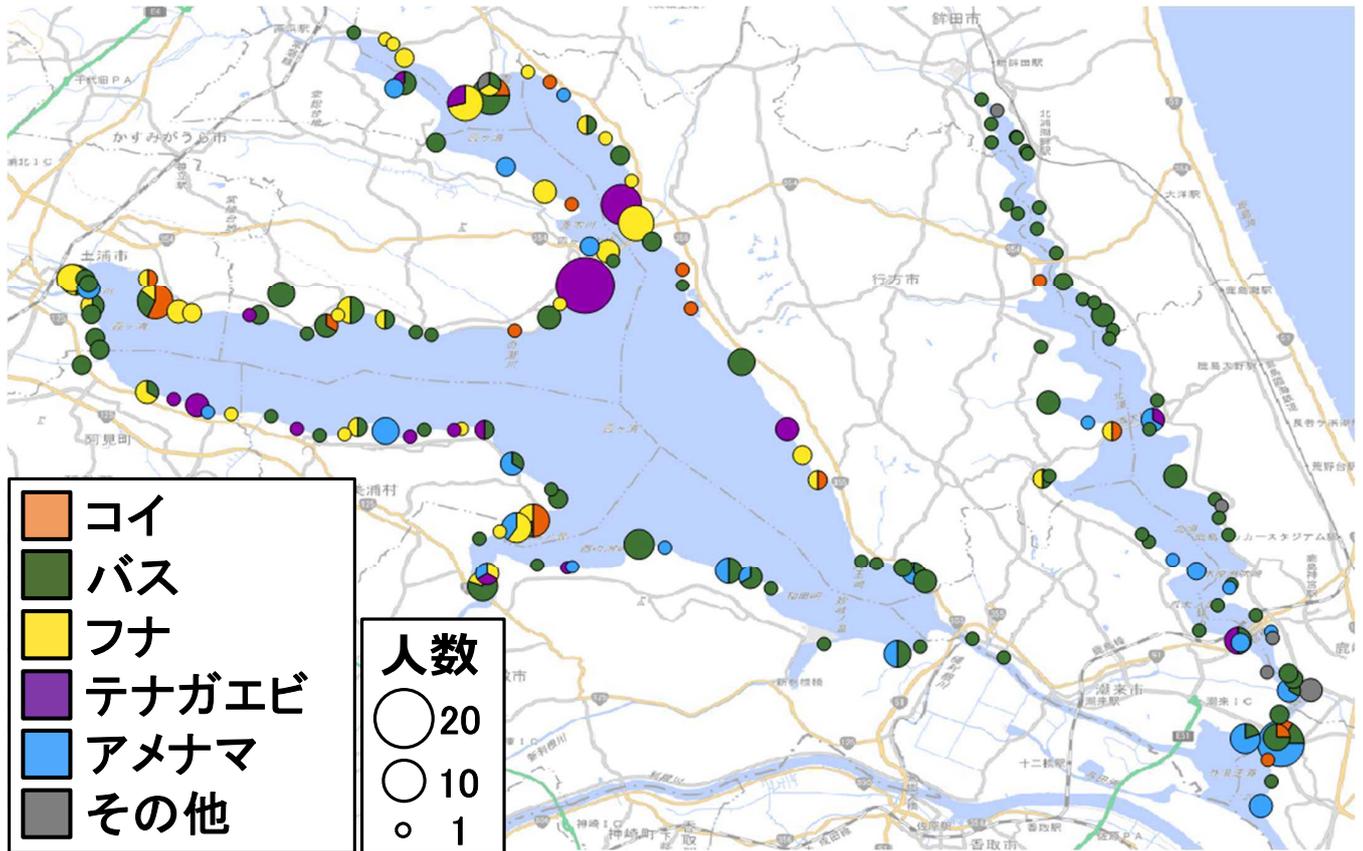
(1) 釣り人数

	コイ	バス	フナ	テナガエビ	アメリカ ナマズ	その他 ※	合計
霞ヶ浦	17	97	66	45	29	1	255
北浦	5	59	2	3	28	7	104
合計	22	156	68	48	57	8	359
%	6.1	43.5	18.9	13.4	15.9	2.2	

※その他はスズキ釣り、ボラ釣り、タナゴ釣り

- 霞ヶ浦はバス・フナ・テナガエビ釣り、北浦はバス釣りが多かった。
- 全体としてはバス釣りが最も多く(約44%)、次いでフナ(約19%)、アメリカナマズ(約16%)、テナガエビ釣り(約13%)であった。

(2) 釣り人数の分布

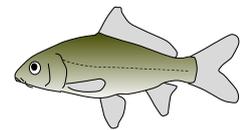


コイ : 土浦入、高浜入など
バス・フナ : 広域的に分布

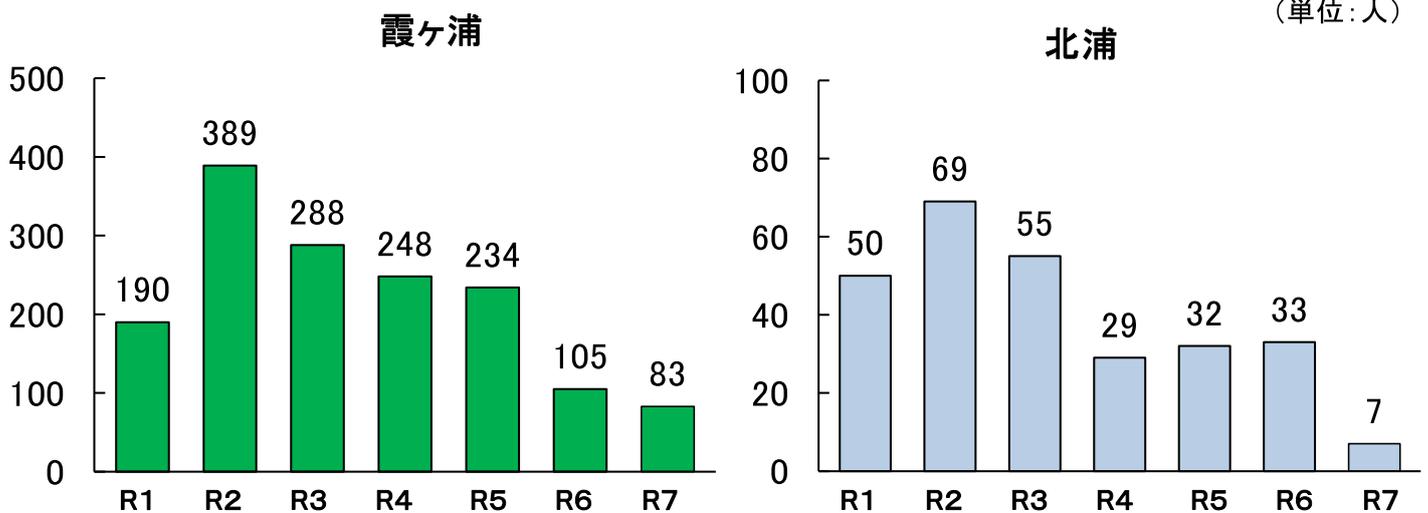
テナガエビ : 高浜入、田伏、玉造、島津
アメナマ : 美浦～稲敷、潮来～神栖

(3) 釣り人数の推移(魚種別)

遊漁者数 (コイ・フナ)



(単位: 人)



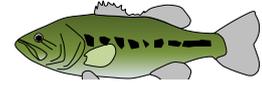
コイ・フナの遊漁者数の経年変化

※R1～R5はGW、R6及びR7は7月に実施

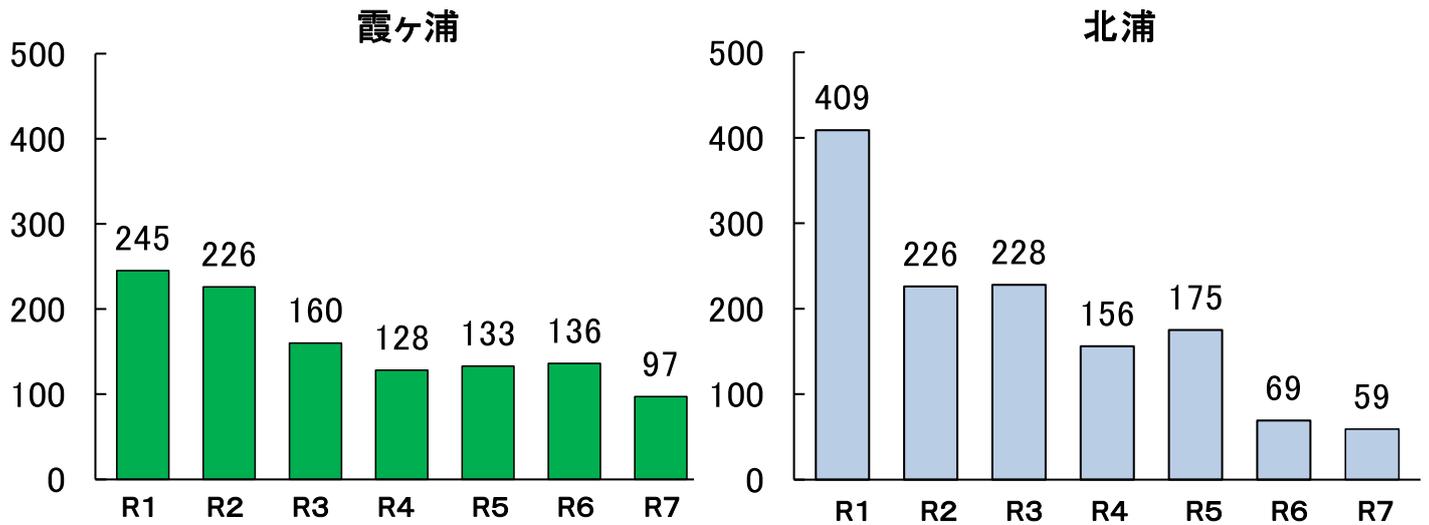
➤ R7は霞ヶ浦で83人、北浦で7人で比較的少なかった。

(3)釣り人数の推移(魚種別)

遊漁者数 (バス)



(単位:人)



バスの遊漁者数の経年変化

※R1~R5はGW、R6及びR7は7月に実施

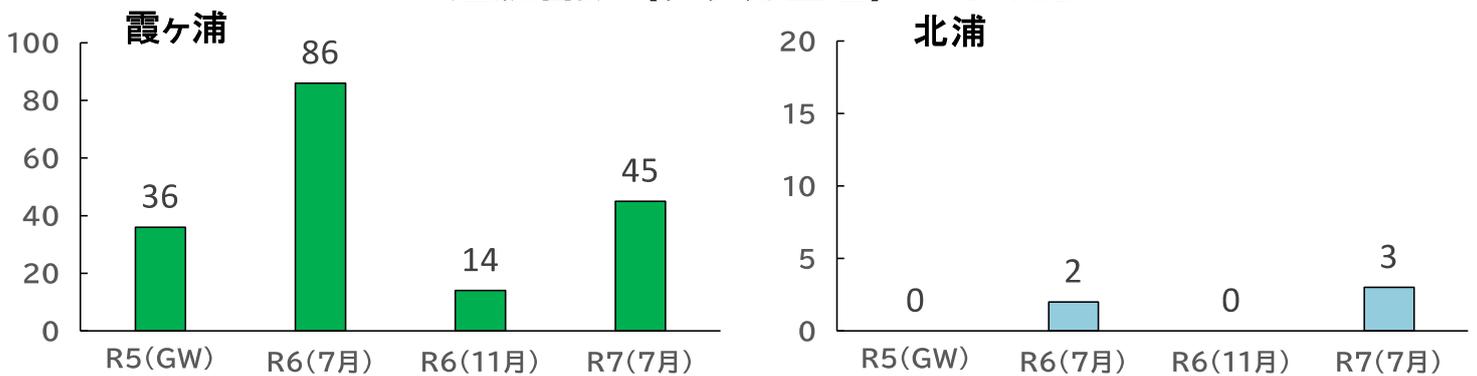
- R7は霞ヶ浦で97人、北浦で59人で、北浦では比較的少なかった。

(3)釣り人数の推移(魚種別)

遊漁者数 (テナガエビ)

※R5~実施

(単位:人)

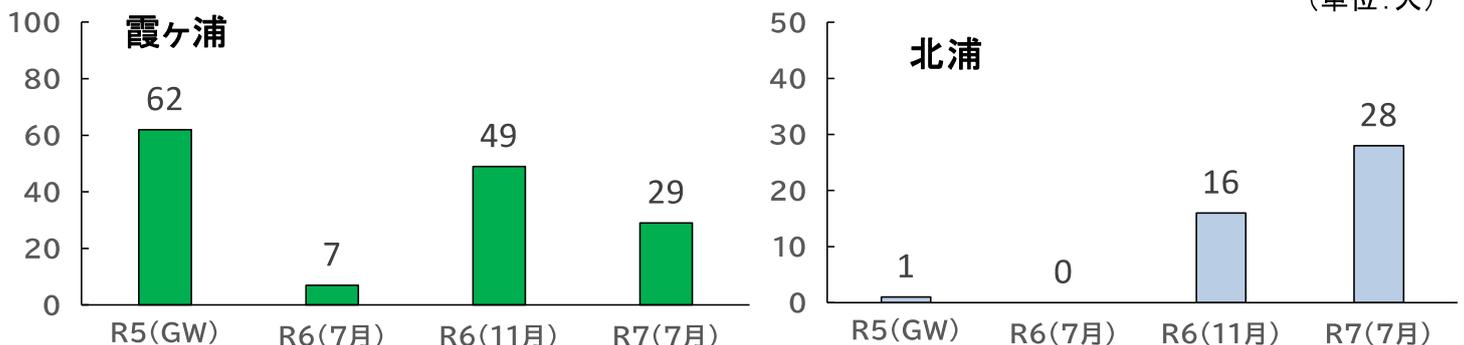


- テナガエビ釣りは大型の個体が釣れやすい7月に多いと思われる。

遊漁者数 (アメリカナマズ)

※R5~実施

(単位:人)

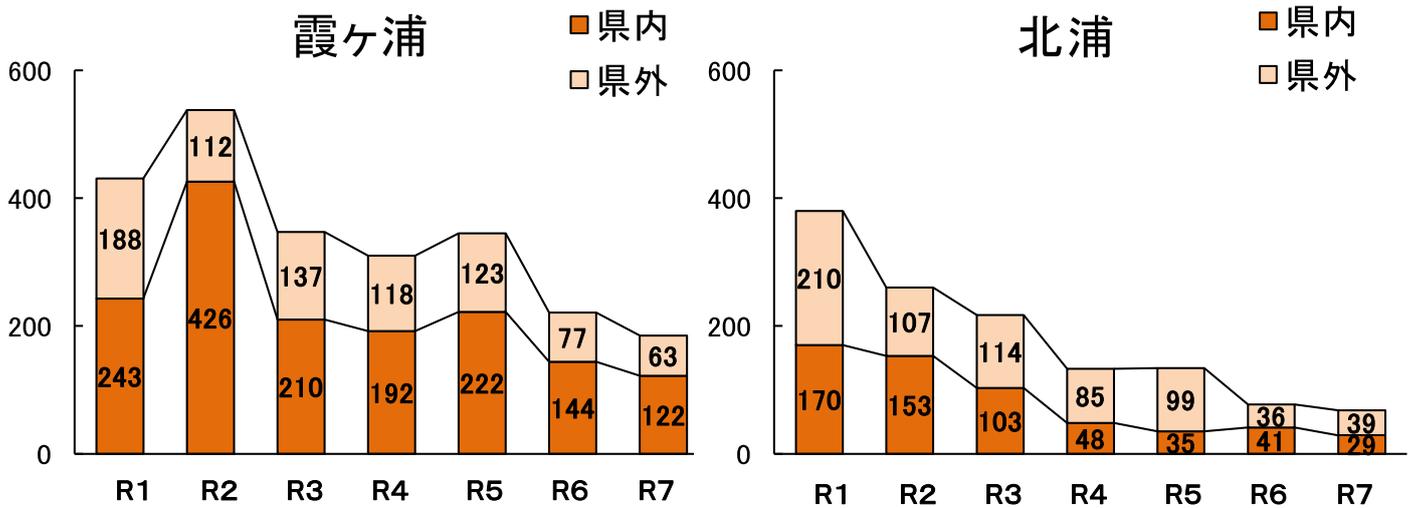


- アメリカナマズ釣りは北浦でR5・R6より増加している。

(4) 来訪車両数の推移(県内・県外ナンバー別)



(単位:台)



- R7は霞ヶ浦は県内ナンバーの方が多く、北浦では県外ナンバーの方がやや多かった。

(5) 湖上レジャー隻数



(単位:隻)

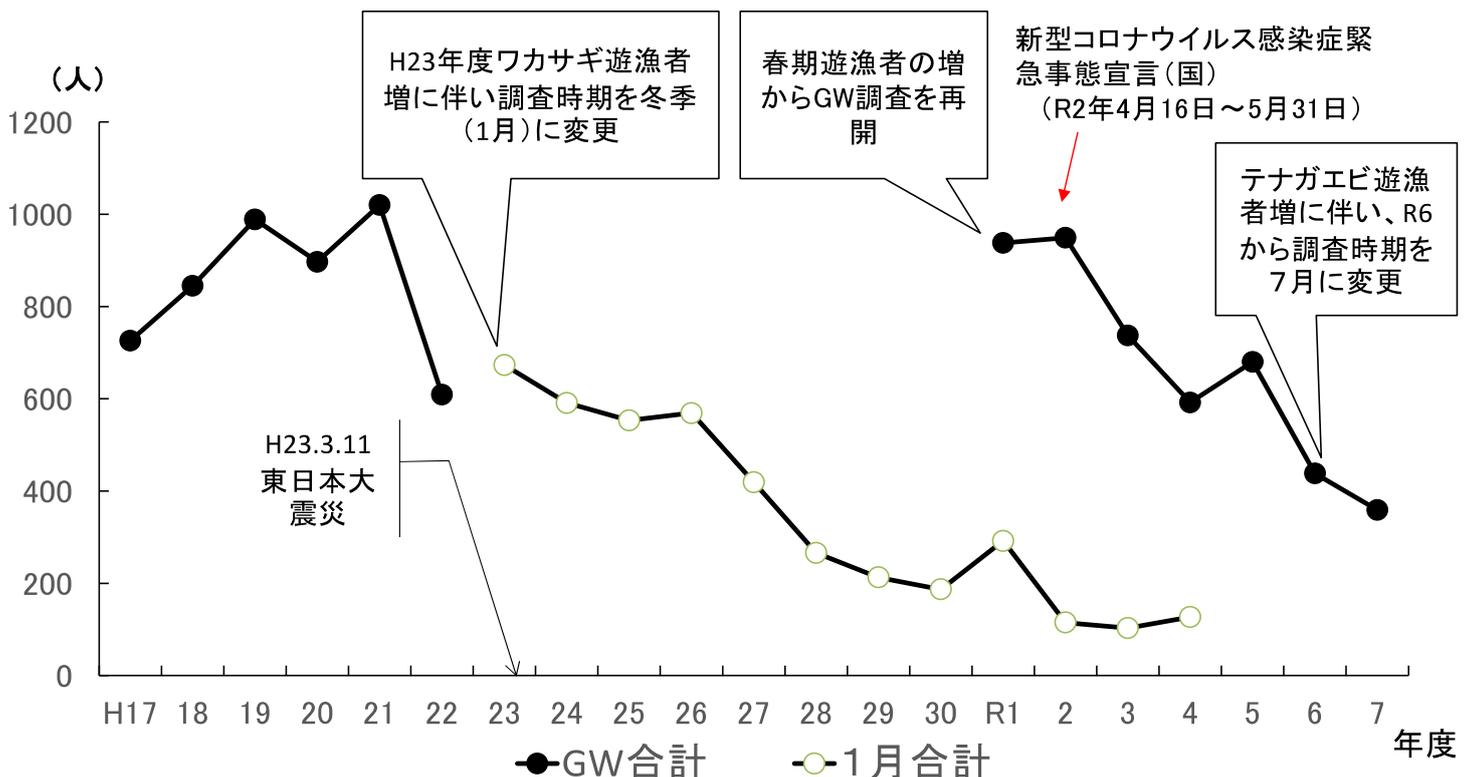
	バスボート	水上バイク	カヤック
霞ヶ浦	27	31	2
北浦	8	34	0
合計	35	65	2
%	34.3%	63.7%	2.0%

- 霞ヶ浦ではバスボートと水上バイクが同程度で、北浦では水上バイクの方が多く、全体としては水上バイクが約6割であった。

まとめ

- R7遊漁調査の結果、遊漁者は359人で、最も多いのがバス釣りで(約44%)、次いでフナ(約19%)、アメリカナマズ(約16%)、テナガエビ釣り(約13%)であった。
- 地域別にみると、テナガエビ釣りは高浜入・田伏・玉造・島津、アメリカナマズ釣りは、美浦～稲敷・潮来～神栖でみられた。バス釣りやフナ釣りは広範囲でみられた。
- 今後も調査を行い、霞ヶ浦北浦における遊漁及び湖上レジャーの実態を把握をしていく。

【参考】霞ヶ浦北浦における遊漁者数の経年変化(春季・冬季)



テナガエビ釣りに係る調査

釣獲調査や遊漁調査によりテナガエビのサイズや1時間・1人あたりの平均釣獲数等のデータを得る目的。テナガエビ釣りの主な盛期:5~7月、主な閑散期:9~11月であるため、7月及び11月に調査を実施。

●:釣獲調査地点



1. 釣獲調査

- ・調査日時:令和7年7月11日(金)
- ・場 所:かすみがうら市田伏

2. 遊漁調査

- ・調査日時:令和7年7月13日(日)<休日>
令和7年8月1日(金)、8日(金)※<平日>
※釣り人カウントの他に、釣獲状況についての聴き取り調査も実施。
- ・場 所:霞ヶ浦北浦一円
- ・結 果:次表のとおり。

釣り人数	採捕場所	採捕尾数	釣り時間	備考
6人	田伏3、上高崎1、平山1、島津1	0~100尾	平均3.4時間	・竿は2本が多かった ・餌は赤虫、乾燥イトミミズ

3. 釣獲調査の結果

調査日時:令和7年7月11日(金) 8:30~11:15

場 所:かすみがうら市田伏

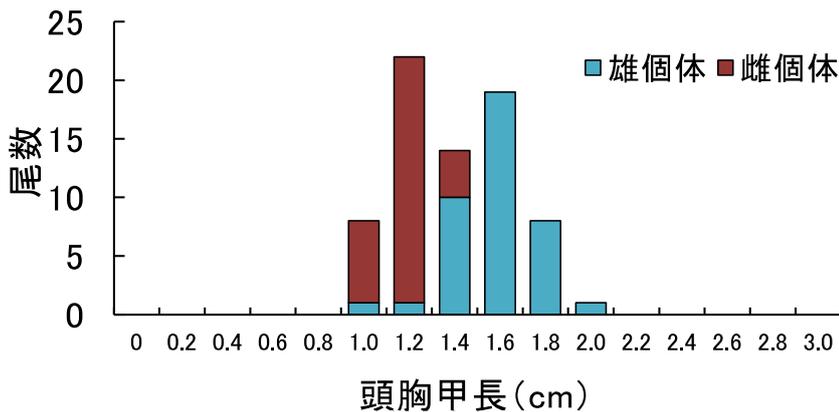
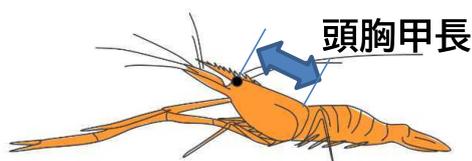


図. 釣獲されたテナガエビの頭胸甲長組成



雄40尾:頭胸甲長1.3-1.8 cm
雌32尾:頭胸甲長1.0-1.3 cm 計72個体



雄個体



雌個体

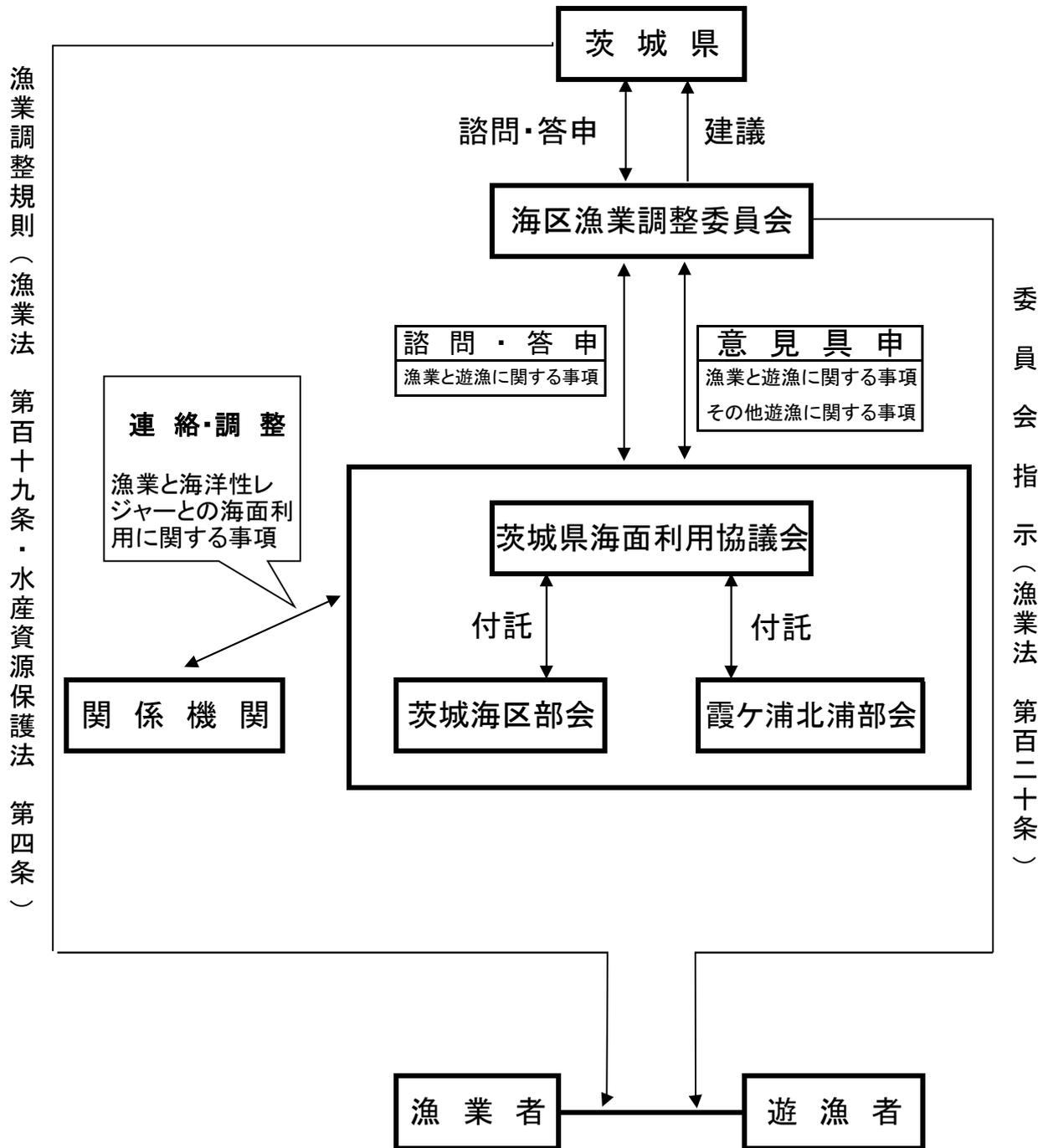
4. テナガエビ釣りによる採捕量の試算について

・7月の釣りによる1時間・1人あたりの平均釣獲数は、約9.1尾で、
7月全体の採捕量(尾)は約16,937尾、採捕量(kg)は約30.49kgと試算された。

7月	A	B	C	D	E	F=A×B×C×D	G=F×E/1000
	エビ釣り人数・全域(人/日)	エビ釣り盛期の日数(日)	CPUE(尾/時・人)	平均釣り時間(時間)	エビ平均体重(g/尾)	釣りによる採捕量(尾)	釣りによる採捕量(kg)
平日	6	22	9.1	3.3	1.8	3,964	7.14
休日	48	9				12,973	23.35
計						16,937	30.49
備考	7/13遊漁実態調査結果、8/1,8/8テナガエビ釣り実態調査結果で計数したテナガエビ遊漁者の人数	7月の平日と休日の日数	7/11テナガエビ釣獲調査結果から算出(ばらし尾数も含む)	8/1,8/8テナガエビ釣り実態調査による釣獲状況の聞き取り結果	7/11テナガエビ釣獲調査の平均値		

→引き続き、調査を実施し、テナガエビ釣りによる遊漁が資源に与える影響等を調査する。

茨城県海面利用協議会の機能と関係機関の体系図



茨城県海面利用協議会設置要領

(目的)

第1 海面における漁業と遊漁、ヨット、モーターボート、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、茨城県海面利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組織)

第3 協議会は委員 14 人をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に定めるところにより茨城県知事が依頼する。

- (1) 茨城県内に住所を有する漁業協同組合員（以下、「漁業関係委員」という。）
4 人
- (2) 原則として茨城県内に住所を有する遊漁関係者（以下、「遊漁関係委員」という。）
4 人
- (3) 原則として茨城県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって上記以外の者（以下、「海洋性レク関係委員」という。）
2 人
- (4) 学識経験を有する者（以下、「学識経験委員」という。）
4 人

3 協議会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は委員の中から互選する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(協議会の会議)

第5 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- 6 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。

(部会)

第6 協議会に茨城海区部会及び霞ヶ浦北浦海区部会をおく。

2 部会の構成は、次のとおりとする。

茨 城 海 区 部 会		霞 ヶ 浦 北 浦 海 区 部 会	
漁業関係委員	2人	漁業関係委員	2人
遊漁関係委員	2人	遊漁関係委員	2人
海洋性レク関係委員	1人	海洋性レク関係委員	1人
学識経験委員	2人	学識経験委員	2人

3 部会に部会長をおき、部会に属する委員が互選により定める。

(部会の会議)

第7 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員の依頼後最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- 6 部会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代行する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、海区漁業調整委員会事務局が行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行により、初めて依頼された委員の任期は第4第1項の規定にかかわらず、初めて委員に依頼された日から平成8年3月31日までとする。

付 則

この要領は、平成20年11月19日から施行する。

第16期 茨城県海面利用協議会委員 委員名簿

任期(令和7年10月1日～令和9年9月30日)

	区 分	氏 名	現 職	新任・留任
茨城海区部会	遊漁関係	あらい じゅんいち 荒井 淳一	茨城県釣り団体協議会会員 釣りインストラクター	新任
	学識経験	おおもり あきら 大森 明	元(公財)茨城県栽培漁業協会 事務局長	留任
	遊漁関係	おの かおる 小野 馨	茨城県遊漁船協議会 会長	留任
	漁業関係	たかはし かずお 高橋 一夫	大洗町漁業協同組合 理事	留任
	海洋性レク関係	なかがわ かずひろ 中川 一浩	(株)ユニマツプレシヤス 大洗マリーナ支配人	留任
	漁業関係	ほしの みきお 星野 幹男	久慈町漁業協同組合 副組合長理事	留任
	学識経験	やす よしあき 安 祐朗	ひたちなか市経済環境部水産課 課長	新任
霞ヶ浦北浦海区部会	遊漁関係	あかつ とみみ 赤津 友海	茨城県釣り団体協議会理事 釣りインストラクター	留任
	漁業関係	いとう いちろう 伊藤 一郎	霞ヶ浦漁業協同組合 副組合長理事	新任
	学識経験	しみず やすし 清水 康	行方市経済部農林水産課 課長	留任
	漁業関係	すがや よしなお 菅谷 美尚	きたうら広域漁業協同組合 理事	留任
	海洋性レク関係	たかの としお 高野 利夫	(株)ラクスマリーナ 専務取締役	留任
	学識経験	なかむら たけお 中村 丈夫	(公財)茨城県栽培漁業協会 専務理事	新任
	遊漁関係	みむら ようこ 三村 陽子	(有)ワールドバスソサエティー トーナメント事務局 事務局長	留任

全国海区漁業調整委員会連合会第 60 回東日本ブロック会議 次第

令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 2 時 30 分から
三重県津市羽所町 700
ホテルグリーンパーク津 6 階 葵・橘・藤・萩

1 開 会

2 挨拶

- (1) 三重海区漁業調整委員会 会 長 矢 田 和 夫
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会 副 会 長 松 本 光 明
- (3) 来賓あいさつ
- 水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土 方 教 義
- 三重県農林水産部 部 長 枡 屋 典 子

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 報告事項 資料 1
令和 7 年度総会決議事項の要望活動結果について

6 議 事 資料 2

【第 1 号議案】
令和 8 年度総会に向けた要望事項について

【第 2 号議案】
次年度開催海区について

【その他】
ブロック内照会事項について

7 講 演 資料 3
題 目 海区漁業調整委員会の権限と役割
講 師 水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土 方 教 義

8 閉 会

議 事

【第1号議案】

令和8年度総会に向けた要望事項について

- I 海区漁業調整委員会制度について・・・・・・・・・・ 2 頁
- II 沿岸漁業の秩序維持について・・・・・・・・・・ 3 頁
- III 太平洋クロマグロの資源管理について・・・・・・・・ 4 頁
- IV 沿岸資源の適正な利用について・・・・・・・・・・ 18 頁
- V 漁業法改正後の制度運用について・・・・・・・・・・ 41 頁
- VI 外国漁船問題等について・・・・・・・・・・ 43 頁
- VII 海洋性レジャーとの調整等について・・・・・・・・ 48 頁

【第2号議案】

次年度開催海区について・・・・・・・・・・・・・・・・ 57 頁

【そ の 他】

ブロック内照会事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ 59 頁

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

(1) 北海道連合海区（継続：経緯・内容変更）

令和 8 年度要望	参考（令和 7 年度要望）
<p>要望</p> <p>遊漁と漁業の調整等について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁と漁業の調整等について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>道内のさけ・ます資源は漁業者の努力や負担により造成されており、これらの資源の持続的な利用を図るため、漁業者は操業期間の調整や自主的な規制により再生産親魚の確保に取り組んできた。</p> <p>特にカラフトマスについては、近年、来遊が極度の不振となっており、漁業者は網を揚げるなどの自主規制を行い、親魚の河川遡上促進を図っているところである。</p> <p>その一方で、さけ・ます来遊シーズンになると多くの遊漁者が海岸や沖合において、ほとんど制限を受けずに相当数のさけ・ますを釣獲しており、漁業者による自主規制の効果への影響も懸念されている。</p> <p>さけ・ます以外の魚種に関しても、漁業者は様々な資源管理措置や資源造成を実施し、持続的な利用を図ってきたところである。</p> <p>さらに国では今後、多くの魚種に対してTAC制度による漁獲量管理を行うこととしているが、同じ資源を利用している遊漁者に対して、漁業者と同様の実効性のある資源管理が実施されるのか不透明な状態である。</p> <p>釣り人のマナーも悪化しており、海岸域等で遊漁者が殺到して場所取りや違法駐車、釣</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>本道は、わが国最大のさけ・ます漁業の生産拠点であり、漁業者負担による人工ふ化放流事業によって、その資源が支えられているが、近年は来遊数が全盛期を大きく下回る状況にあり、資源回復が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、遊漁者によるさけ・ます釣りは増加の一途を辿っており、相当数のさけ・ますが釣獲されていると考えられるが、具体的な数量の把握には至っていない。</p> <p>さけ定置網漁業等は資源保護の観点から、親魚確保のための網揚げなどの自主規制を行っているが、遊漁者によるさけ・ます釣りは、ほとんど制限されておらず、親魚の河川遡上にも大きな影響を及ぼしているものと危惧される。</p> <p>また、釣り人のマナーも悪化しており、海岸域等で遊漁者が殺到して場所取りや違法</p>

<p>果物やゴミの投棄等のトラブルも発生している。</p> <p>近年は、ミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁者が増加しているが、漁船の航行区域や漁具の近くでの遊漁が散見され、漁具被害の発生や漁業活動の支障となっている。</p> <p>また、ミニボート（ゴムボート等）は免許が不要なことから、操船者に海上における基本的なルールや知識が不足し、また、船体の特性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない者も多く、海難事故も発生している。</p> <p>このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不公平感、不信感が募っている。</p>	<p>駐車、釣果物やゴミの投棄等のトラブルも発生している。</p> <p>今後、さけ・ますやTAC魚種など、同じ資源を利用している遊漁者による資源への影響を検証し、適確に管理していく必要がある。</p> <p>また、近年は規制緩和により免許が不要なミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁者が増加しており、海上における基本的なルールや航行に関する知識の不足や船体の特性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない遊漁者が多いことから、漁船の航行や操業への支障、また、漁具被害などの問題が生じているほか、毎年、海難事故も発生している状況にある。</p> <p>このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不信感が募っており、今後大きなトラブルになることが懸念される。</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対して、さけ・ますなどを始めとする漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、<u>法整備等により釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握するとともに、資源管理措置を推進するため禁止措置を含めた実効ある法制度を創設すること。</u> 2 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組を構築すること。 3 ミニボート（ゴムボート等）については、操船者が海上における基本的なルールや 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対して、さけ・ますなどを始めとする漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、<u>釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設すること。</u> 2 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組を構築すること。 3 <u>利用者が増加傾向にあるミニボート（ゴムボート等）</u>については、<u>定期的な安全講</u>

<p>知識が不足しているほか、船体の特性を理解していない方が多いことから、漁具被害や海難事故が発生しているため、これらを未然防止するには船舶免許や船舶検査を義務化するとともに、年齢制限や夜間航行の禁止、波浪の影響を強く受ける海域等では航行を制限するほか、操船者の定期的な安全講習受講や衝突防止のためのレーダー反射板等安全装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>習の義務化や航行区域の制限をはじめとする安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板等装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。</p>
---	---

(2) 福島海区 (継続：経緯変更)

令和 8 年度要望	参考 (令和 7 年度要望)
<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状で、また近年は SNS などの情報の発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっておりトラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>それら遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者はほとんどが組織化されておらず、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも周知が困難な状況にある。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望と</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNS などの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望と</p>

したい。	したい。
<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進めていただきたい。また、都道府県を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>	<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進めていただきたい。また、都道府県を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>

(3) 茨城海区 (継続：同文)

令和8年度要望	参考(令和7年度要望)
<p>要望</p> <p>ミニボート等による危険行為の防止</p>	<p>要望</p> <p>ミニボート等による危険行為の防止</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>ミニボートやゴムボートによる遊漁者が増えており、その中には操業中の漁船に近づき、釣りをしている者がいる。一人でオールを漕いで航行している者もあり、漁業者が危険を察知し注意しても、機動性に劣り、回避行動に手間取ることから、操業の支障となるとともに、事故の発生が懸念されている。</p> <p>また、ミニボート等は漁船からの視認性が低いため、至近距離まで気付かないことも多く、入出港時に接触する危険性も高い。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>ミニボートやゴムボートによる遊漁者が増えており、その中には操業中の漁船に近づき、釣りをしている者がいる。一人でオールを漕いで航行している者もあり、漁業者が危険を察知し注意しても、機動性に劣り、回避行動に手間取ることから、操業の支障となるとともに、事故の発生が懸念されている。</p> <p>また、ミニボート等は漁船からの視認性が低いため、至近距離まで気付かないことも多く、入出港時に接触する危険性も高い。</p>
<p>要望内容</p> <p>ミニボート等を航行する際は、機動性・視認性が低いミニボートの特性を十分理解し、漁船等他の船舶に近づかない、入出港は漁船の入出港時間帯を避けるなどの安全対策を講じるよう、遊漁者団体やボート製造・販売業界等へ指導すること。</p>	<p>要望内容</p> <p>ミニボート等を航行する際は、機動性・視認性が低いミニボートの特性を十分理解し、漁船等他の船舶に近づかない、入出港は漁船の入出港時間帯を避けるなどの安全対策を講じるよう、遊漁者団体やボート製造・販売業界等へ指導すること。</p>

<p>また、ミニボート利用者に対しては、海上保安庁等指導機関が、利用が多い時期に直接現場で注意喚起を行う等、事故防止のための指導を強化すること。</p>	<p>また、ミニボート利用者に対しては、海上保安庁等指導機関が、利用が多い時期に直接現場で注意喚起を行う等、事故防止のための指導を強化すること。</p>
--	--

(4) 神奈川海区 (継続：要望・経緯・内容変更)

令和 8 年度要望	参考 (令和 7 年度要望)
<p>要望</p> <p>ミニボート (SUP やカヌーを含む) による危険行為の防止について</p>	<p>要望</p> <p>ミニボートによる危険行為の防止について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。</p> <p>また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。</p> <p>国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p><u>海上保安庁によると、近年、船舶の海難事故隻数は減少傾向にあるが、ミニボートは令和 5 年も増加している。</u></p> <p><u>(令和 5 年：ミニボートの事故 107 隻、前年度比 + 1 隻)</u></p> <p>ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。</p> <p>また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。</p> <p>国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命</p>

<p>の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。</p>	<p>の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。</p>
<p>要望内容</p> <p>1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。</p> <p>また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、<u>可能な限り</u>設置の義務化を検討すること。</p> <p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を積極的に講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行った場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>	<p>要望内容</p> <p>1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。</p> <p>また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、<u>可能なものについて</u>設置の義務化の検討を行うこと。</p> <p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行った場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>

(5) 静岡海区 (継続: 同文)

令和8年度要望	参考 (令和7年度要望)
<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>国は水産基本計画で「海業」の振興を謳っており、沿岸地域の活性化や水産業への理解促進することを目指している。同時に、そういった地域に観光客や釣り客が押し寄せた場合、海辺の利用に関するマナーが懸念されるところであり、海業推進とともに情報の広い周知に取り組む必要がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>国は水産基本計画で「海業」の振興を謳っており、沿岸地域の活性化や水産業への理解促進することを目指している。同時に、そういった地域に観光客や釣り客が押し寄せた場合、海辺の利用に関するマナーが懸念されるところであり、海業推進とともに情報の広い周知に取り組む必要がある。</p>
<p>要望内容</p> <p>現在、「浜の活力再生・成長促進交付金事業」において密漁防止看板の作成等に関する支援を活用し、遊漁ルールの周知に努めているところである。周知対象を拡大しようと看板の表示を外国語併記としている地区もあり、一定の効果が得られている。</p> <p>しかし、全ての海岸に看板を設置することは難しいため、より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施していただけるよう要望する。</p>	<p>要望内容</p> <p>現在、「浜の活力再生・成長促進交付金事業」において密漁防止看板の作成等に関する支援を活用し、遊漁ルールの周知に努めているところである。周知対象を拡大しようと看板の表示を外国語併記としている地区もあり、一定の効果が得られている。</p> <p>しかし、全ての海岸に看板を設置することは難しいため、より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施していただけるよう要望する。</p>

(6) 静岡海区 (継続：経緯・内容変更)

令和 8 年度要望	参考 (令和 7 年度要望)
<p>要望</p> <p>プレジャーボート (マイボート) に資源管理を行わせる体制の整備及び規制</p>	<p>要望</p> <p>プレジャーボート (マイボート) に資源管理を行わせる体制の整備及び規制</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>資源減少により、漁業者が資源管理に取り組んでいる中、遊漁船業者やプレジャーボート (マイボート) による遊漁者は、県を跨いで操業し、自県及び他県の沿岸漁場の資源管理の取組みや協定を無視し、禁漁日に操業するなど、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持において大きな問題となっている。特に、都道府県により行政処分が行える遊漁船業者とは異なり、プレジャーボートについては現場での指導に留まってしまっている。県を跨ぐ広域的な問題であることから、国が主体となって対応する必要がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>資源減少により、漁業者が資源管理に取り組んでいる中、遊漁船業者やプレジャーボート (マイボート) による遊漁者は、県を跨いで操業し、自県及び他県の沿岸漁場の資源管理の取組みや協定を無視し、禁漁日に操業するなど、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持において大きな問題となっている。特に、都道府県により行政処分が行える遊漁船業者とは異なり、プレジャーボートについては現場での指導に留まってしまっている。県を跨ぐ広域的な問題であることから、国が主体となって対応する必要があると<u>考えます</u>。</p>
<p>要望内容</p> <p>国が主体となって、遊漁者、特にプレジャーボート (マイボート) に対して、資源管理を行わせる体制の整備、及び規制をしていただけるよう<u>要望する</u>。</p>	<p>要望内容</p> <p>国が主体となって、遊漁者、特にプレジャーボート (マイボート) に対して、資源管理を行わせる体制の整備、及び規制をしていただけるよう<u>要望します</u>。</p>

(7) 静岡海区 (一部新規：経緯・内容変更)

令和 8 年度要望	参考 (令和 7 年度要望)
<p>要望</p> <p>ミニボートによる危険行為の防止 (安全航行のための制度改正)</p>	<p>要望</p> <p>ミニボートによる危険行為の防止 (安全航行のための制度改正)</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>ミニボート等による<u>事故は増加傾向にあることから、海面における事故防止及び人命</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>ミニボートの<u>事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び</u></p>

<p>の安全確保、更に漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。</p>	<p>人命の安全確保、更に漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海面利用者相互の安全を確保するため、<u>ミニボートの海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化等の制度改正</u>に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。 2 <u>プレジャーボートや水上バイク等に対する新たな規制制度の整備</u>。 3 安全対策上の制度創設に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化等の制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。 2 安全対策上の制度創設に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

令和7年度 霞ヶ浦北浦産シラウオの寄生虫検査結果

水産試験場水産物利用加工部

霞ヶ浦					
搬入月日 (漁獲月日)	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	平均魚全長 (cm)	漁獲場所
7月2日	50	0	0	4.4	湖心
11月6日	50	0	0	5.8	木原

北 浦					
搬入月日 (漁獲月日)	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	平均魚全長 (cm)	漁獲場所
6月27日	50	0	0	4.2	白浜
11月6日	50	0	0	6.2	釜谷

水産物の放射性物質検査の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所
(R7. 11. 21現在)

品目名	採取水域	令和7年度検査結果 (採取日, Bq/kg)			令和6年度検査結果 (Bq/kg)		
		検体数	採取日	Cs合計値	検体数	採取日	Cs合計値
アメリカナマズ	西浦	1	7/2	6.7	2	7/3, 7/31	13, 18
	北浦	1	7/1	9.5	—	—	—
ワカサギ	西浦	1	7/2	N.D	1	N.D	N.D
	北浦				—	—	—
シラウオ	西浦	1	7/2	N.D	1	7/3	N.D
	北浦	1	6/27	N.D	1	6/26	3.2
テナガエビ	西浦	2	9/16	N.D	1	9/11	4.0
	北浦	2	10/9	N.D	—	—	—
養殖	アメリカナマズ				1	3/26	N.D
	コイ	西浦			1	3/26	N.D
		北浦				1	3/23

注) N.D : 検出限界値未満
北浦 : 外浪逆浦を含む